

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

月形町 住民監査請求人（以下「請求人」）

## 2 請求の提出

令和4年3月1日

## 3 請求の要旨

## (1) 請求の要旨及び必要な是正措置の内容

（「月形町職員措置請求書」の原文のまま記載）

## 1 請求の対象及び行為

(1) 月形町議会が、2021年3月5日に発行した「議会だよりNo.26」で、北海道新聞2021年2月10日朝刊に掲載された特集記事「性から生へ ジェンダーを越える」に対して、不正確な情報を元に、過剰反動的な「見解」を本編2ページに渡って掲載したこと。および、北海道新聞への「申し入れ」に関する文書（A4・1枚）を差し込んで発行したこと。

対象は議会費からの支出。議会だよりNo.26（全12頁）と差込文書（1頁分）の発行費用（印刷代+データ作成代=116,457円）のうち、当該3頁分 26,875円

(2) 月形町議会の金子廣司議長、大釜登副議長、楠順一議会運営委員長、我妻耕まちづくり常任委員長、およびA議会事務局次長（当時）の5人が、2021年2月26日に公用車を使用して北海道新聞社本社（札幌市）に「申し入れ」に行ったこと。

対象となるのは、議会費から支出された議員日当（1,300/人）4人分および町内交通費の計6,902円と、総務費から支出された公用車運転手日当1,100円の、合計8,002円。

## 2 対象行為が不当であることの理由

(1) 月形町議会は、北海道新聞2021年2月10日掲載の特集「性から生へ ジェンダーを越える」第3部第2回の記事【第3号証②】に対して、「標記の当議会に関する報道内容は、一方的な視点により事実経過を著しく歪めており、本町有権者はもとより当議会に対する町内外の信頼を損ねるものであり看過できない」【第1号証】として、議会だよりNo.26に「月形町議会としての見解」を掲載【第2号証】した。

その中で月形町議会は、北海道新聞特集記事が事実経過を著しく歪めていると主張しながら、その発端となった事実を「個人情報を含む」として故意に伏せた上で、「土下座」に至る経緯を正確に伝えているかのように表現して見解を述べている。町議会が「事実経過を著しく歪めている」と主張するのであれば、まずは反論の根拠となる全ての事実を正確に記す必要があるのではないか。

議会だよりNo.26【第2号証】の中で「個人情報を含む」として詳細を明記にしなかったのは、当時の事実を正確に把握できていなかったか、正確に伝えることを避

けたためと考える。これより先、2021年2月19日開催の全員協議会結果報告書（顛末要旨）【第4号証①】によれば、金子議長が全員協議会で当該新聞記事を取り上げ、当時を知る金子議長など数名が土下座に至る経緯を説明している。しかしながら、当時の公式記録がなかったことから、当時を知る数名の議員の曖昧な記憶に頼る説明であつた。

問題となる土下座があつたのは2014年3月14日である。当時の私（請求人）は当事者として、その時の詳細な記録を作成し、その問題の解決を図るために「お詫びと要望」と題した文書【第5号証】を作成して2014年3月18日にB議長（当時）に提出した。それを受けて、全員協議会を閉じたあとに全議員に文書が配布され、それを元に話し合いを持った。事の次第から公式の場ではなかったこと、終了後に配付資料を回収する議員がいたことから、他の議員の手元には記録が残っていないのだと思われる。ただし私の手元には文書があり、すでに議会を離れた関係者も記憶していた。【第4号証①】と【第5号証】を読み比べれば解るように、立場の違う相互の認識は大きく違っている。土下座の現場にいた議員と職員のうち、今も議会に居るのは議員4人（金子議長、大釜副議長、楠議会運営委員長、堀元議長）だけであり、現在の議会でも重要な立場にある。その議員の曖昧な情報だけを根拠に一方的な見解を公的発行物である議会だよりに掲載することは問題ではないのか。月形町議会および議会だよりの信頼性を毀損する行為と考えられる。

- (2) 議会だよりNo.26【第2号証】の「2. 本件に関する当議会の見解」の中で「性暴力」に触れた記載がある。私の内心を表現した記事に対して勝手な解釈をするだけでなく、非常にデリケートな内容に対して配慮のない言葉が並んでいる。とても残念で悲しく傷ついた。

性被害は心的負担が大きいことや制度上の問題もあって、被害者が告発できずに泣き寝入りしたり、被害を口にするにも時間を要したりすることは広く一般に知られている。私も長い間苦しめられてきた被害者の一人だ。

意を決して披露した内心に対してこのような指摘をすることは、月形町議会が性被害に理解がないことを示している。議会という「町民に寄り添って現状課題を解決する機関」からこのような発言が出たこと自体が問題であるし、社会に対してマイナスのメッセージを発信したと感じる。

- (3) 議会だよりNo.26【第2号証】の「5. 請求人に対する見解」で示された月形町議会の主張には驚きを感じている。まるで請求人（私）を事件の犯罪者であるかのように扱い責め立てているが、果たして、そこまで指摘されるようなことをしたのだろうか。このような公費を使った公的発行物で、一方的で過剰な反応を掲載されてもには何一つ反論する場はない。私はすでに議会を離れた一町民である。

また、2021年3月4日開催の全員協議会結果報告書（顛末要旨）【第4号証②】には、この件を町ホームページに掲載することを提案する発言と、全議員が了承した記録があり、実際に町ホームページのトップページに掲載された【第6号証】。これまで、議会だよりの一部を抜き出して町ホームページのトップページおよび議会ホームページに掲載したことはない。にもかかわらず、あえて人

目を惹くように曝す行為や全員協議会での議員発言には懲罰的な意図を感じる。北海道新聞の特集記事【第3号証②】はそのような内容だったのだろうか。過剰反応ではないのか。

さらに言えば、過去の議員を経験した者や町長選挙に立候補した者は、一生涯に渡って自由に個人の考えを表明することはできないのだろうか。私は政治分野でのジェンダー問題の解決のために取材を受けて発言した。より良い社会に向けての問題提起である。にもかかわらず月形町議会から公式の場でこのように指摘されたことで、自身の考えや経験談を発言しにくくなってしまった。表現の自由が制限されたようにも感じている。

そして最も問題なのは、月形町議会がとても閉鎖的で感情的だというメッセージを読者に送ったことである。月形町議会には、女性議員不在や議員のなり手不足の課題があるが、この議会だよりを読んで立候補しようとする人が現れるのだろうか。議会だよりに書かれた「見解」が個人の議員の見解ならまだしも、月形町議会の総意であるとするれば深刻である。つまり、議会だよりに掲載するには問題のある内容でなかったか。

(4) そもそも問題の発端となった北海道新聞の特集記事「性から生へ ジェンダーを越える」は、現在社会問題となっているジェンダーについて、様々な視点による問題提起を行うために北海道新聞が2020年1月から不定期で取り組んでいる連載であり、3月8日の国際女性デーを意識した構成になっていた。

- 第1部「いまを知る」 (全7回) 2020年1月
- 第2部「呪縛を考える」 (全5回) 2020年9月～10月
- 第3部「見過ごさない」 (前5回) 2021年2月
- 2021年3月8日の国際女性デーに向けた関連記事 (全8本)

今回問題とされた当該記事【第3号証②】は、2021年2月9日～2月17日に5回に渡って掲載された「性から生へ ジェンダーを越える」第3部【第3号証①～⑤】の2回目である。これらは単独・単発の記事ではなく、様々な事例を挙げながら社会全体に問題提起を行う北海道新聞社の主張が示された連載記事であった。当然、紙面もその意図が伝わるように構成されており、読者もその意図を汲み取って読んでいると思われる。一般の読者がことさらに月形町議会に注目するというよりはむしろ、政治分野における女性の少なさや立場の弱さについて共感し、問題意識を持ったのではないだろうか。

一方、議会だよりNo.26【第2号証】では特集記事の紙面の一部を故意に切り取って掲載し、その中の文書を取り出して一方的見解を述べている。北海道新聞を購読しておらず議会だよりNo.26だけを読んだ町民は、議会だよりに記載された内容が全てだと思うのではないか。情報を制限することで、さも問題ある発言が掲載されたと誤解されるように仕向けてはいないだろうか。

実際の紙面は引用掲載された部分のあとに別の女性議員の事例が掲載され、最後に「女性の政治参画」データや、これまでの連載を読むことができる電子版のQRコードなども掲載されている【第3号証②】。

公平を旨とする町議会の公的発行物である「議会だより」にとって、当該頁は内容に問題があるといえる。

- (5) 月形町議会は、北海道新聞特集記事への反論（申し入れと見解の公表）を、議会だよりNo.26【第2号証】と差込文書【第1号証】の計3頁分を割いて掲載した。

議会だよりNo.26 以前も以後（※）も、議会だよりに掲載される内容は、月形町議会定例会や臨時会、予算・決算特別委員会での質疑応答、一般質問、研修や委員会の報告がほぼ全てである。また、直近3年間は年3回の発行である（令和元年は4回発行されているが、改選特別版No.20が含まれる。通常の内容は例年通り3回）。

これら議会本来の業務を年間40～50頁を使って町民に広報している現状にあつて、今回の件に3頁も割くほど重要なことなのだろうか。頁の一部に掲載するなら理解できるが、これほど紙面を割く＝公金の使い方として疑問である。

※ 議会だよりのバックナンバー（3年分 No.19～No.28）は、月形町ホームページ＞議会ホーム＞議会だよりに公開されているので、事実証明書から省いている。

- (6) 同様に、北海道新聞社に「申し入れ」をするため、月形町議会議員8人のうち4人の役職議員と事務局次長が、札幌市の本社まで出向いて面談している【第1号証】。記事の内容に疑問を感じて「申し入れ」をすること自体は否定しないが、これほどの規模の行動が必要だったのか。過剰反応と感じるとともに、月形町議会としての良識が疑問視される。

### 3 月形町が受けた損害

上記理由から、請求の対象となる行為は公的機関の行為として疑問がある。よって、発生した(1) 26,875円【第7号証】および(2) 8,002円【第8号証】は不当な支出である。

### 4 請求人が監査委員に求める措置

監査委員は、町長に対し、上記の疑問点を明らかにし、不当な公金支出行為による既支出分の損害を補填するため必要な措置を講じるよう求める。

### 5 監査委員の除斥申立

本件は地方自治法第199条の2により我妻耕監査委員の除斥を申し立てる。

## (2) 請求の要旨に添付された事実証明書

- 1 第1号証 月形町議会 議会だよりNo.26 への差込文書のコピー
- 2 第2号証 月形町議会 議会だよりNo.26 当該頁（10頁、11頁）のコピー
- 3 第3号証 北海道新聞「性から生へ ジェンダーを越える」  
第3部 見過ごさない（全5回）のコピー
  - ① メディアに自覚 促し 2021年2月9日掲載
  - ② 「へり」から声すくう 2021年2月10日掲載
  - ③ 「男らしさ」 問い直す 2021年2月11日掲載
  - ④ 多様な性 学生が提起 2021年2月14日掲載
  - ⑤ 仕事と育児 両立模索 2021年2月17日掲載
- 4 第4号証 月形町議会 全員協議会結果報告書

- ① 2021年2月19日開催の関係部分のコピー
- ② 2021年3月4日開催のコピー
- 5 第5号証 C議員から定義された「2月28日の請求人発言」の件  
および「3月14日の全員協議会での取り扱い」の件（お詫びと要望）のコピー
- 6 第6号証 月形町ホームページに掲載したことを承認した書類のコピーと実際の画面  
のスクリーンショット（2021年3月9日撮影）のコピー
- 7 第7号証 議会だよりNo.26 および差込文書の発行に関する支出関係書類のコピー
- 8 第8号証 北海道新聞社本社に「申し入れ」を行った際の公費支出関係書類のコピー
  - ① 議会費分
  - ② 総務費分

なお、議会だよりのバックナンバー（3年分 No.19～No.28）は、月形町ホームページ＞議会ホーム＞議会だよりに公開されているので、事実証明書から省いている。

#### 4 請求の受理

##### （1）請求人の資格について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定において、住民監査請求を行うことができる者は当該普通地方公共団体の住民と規定されている。本件請求人は月形町の住民であって住民監査請求の請求人の資格を有している。

##### （2）請求期間について

住民監査請求は、自治法第242条第2項の規定により、違法若しくは不当な財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでないと規定されている。

本件請求は、令和3年3月5日に発行した「議会だよりNo.26」の関係で新聞社への申し入れ及び差込文書に係る財務会計上の行為について監査請求を求めているもの。令和3年2月26日に公用車を使用して北海道新聞社本社に「申し入れ」に行った際の議会費から支出された日当及び町内交通費、総務費から支出された公用車運転手日当に関する財務会計上の行為について監査請求を求めているもので、これらは期間の点では適法である。

##### （3）よって、以上により本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を備えていると認め、令和4年3月11日これを受理した。

#### 第2 監査の実施

本件監査請求について、自治法第242条第5項の規定により次のとおり監査を実施した。

##### 1 監査委員の除斥

我妻耕監査委員については、措置請求の対象に該当となることから、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

##### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定に基づき令和4年3月28日に陳述の機

会を設けたところ、請求人は、請求の要旨を補足する陳述を行った。

陳述の概要は請求人が提出した上記「請求の要旨」に基づくものである。

### 3 監査の方法

監査を実施するに当たっては、監査の対象となる事項について、関係書類等の提示を求め調査するとともに、監査対象課（局）の職員及び機関代表者の出席を求め事情を聴取した。

### 4 監査の対象課（局）及び事情聴取年月日

(1) 監査の対象 総務課・出納室・議会

(2) 事情聴取年月日 令和4年4月5日

### 5 監査の受検者

総務課 総務課長

出納室 会計管理者

議 会 議会事務局長

### 6 監査対象事項

#### (1) 監査対象となる行為について

本件請求書に記載された内容から、令和3年3月5日に発行した「議会だよりNo.26」及び差込文書の発行費用。北海道新聞社本社の「申し入れ」に伴って議会費から支出された議員日当及び総務費から支出された公用車運転手日当支出が不当な公金の支出であるかどうかを監査対象とした。

住民監査請求によって請求人が取り上げることができる行為は、自治法第242条第1項に掲げられたものに限られる。すなわち、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務を負担すること、公金の賦課・徴収・財産の管理を怠る事実について、当該普通地方公共団体の長、委員会、委員、職員が違法又は不当な行為をなした場合である。このことから、上記の件を監査対象とした。

#### (2) 損害の発生について

住民監査請求は、地方公共団体に損害が発生し、あるいは発生する恐れのある場合に行うことができる。よって、本件請求において月形町にいかなる損害が発生し、あるいはいかなる損害が発生する恐れがあるかを審査した。

#### (3) 必要な措置について

自治法第242条第5項は、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の執行機関らに対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないと定めている。したがって、違法又は不当な財務会計上の行為があったと認めるときは、執行機関らが講ずべき必要な措置の内容について検討しなければならない。

## 7 監査対象課（局）等の調査の結果、以下の事項を認定した。

### (1) 議会だよりNo.26の発行について

- 令和3年2月18日 北海道新聞社への「申し入れ」に係る議長ほか3名の旅行命令  
発令
- 令和3年2月25日 北海道新聞社への「申し入れ」に係る公用車運転手旅行命令  
発令
- 令和3年3月3日 議会だよりNo.26の納品及び請求書（116,457円）を受領  
〃 議会だよりNo.26の検査を実施
- 令和3年3月5日 議会だよりNo.26印刷代116,457円を支出負担行為兼支出命令票  
により会計管理者に請求
- 令和3年3月10日 公用車運転手の日当1,100円を支出負担行為兼支出命令票によ  
り会計管理者に請求
- 令和3年3月12日 会計管理者から議会だよりNo.26印刷代116,457円が支払われた
- 令和3年3月15日 北海道新聞社に「申し入れ」に行った議員の日当及び費用弁償  
6,902円を支出負担行為兼支出命令票により会計管理者に請求
- 令和3年3月19日 会計管理者から議員の日当6,902円及び公用車運転手の日当  
1,100円が支払われた

## 8 参考人（議長）に対する調査

議長に対し、請求人の主張に対する見解を令和4年4月5日に調査した。

- 北海道新聞2021年2月10日に掲載された特集記事の内容に関して、全員協議会に諮り、北海道新聞社に「申し入れ」に行くこと及び議会だよりで見解を表明することを決定した。
- 北海道新聞への申し入れは、全員協議会で決定されたことなので公務となる。
- 公務となる場合は公用車を使用することとし、自家用車の使用は控えることとなっている。
- 「申し入れ」に係る事務手続き及び支出関係は、適正に行われていると考える。
- 議会だよりでの記事掲載については、私から広報委員会委員長に内容と見解を掲載してほしいと話し、このことを全員協議会に諮り承認を得た。発行責任者は議長の私である。
- 措置請求書では、議会だよりの北海道新聞の特集記事に関して、過剰反応的な「見解」と示しているが、議会としては町民が誤解を招くことを避けるためにも「見解」として掲載した。
- 議会だより及び差込文書の発行に関する事務手続き及び支出関係は、適正に行われていると考える。

## 第3 監査の結果

本請求についての監査の結果は次のとおりである。

- ① 月形町議会が、2021年3月5日に発行した、議会だよりNo.26で、北海道新聞2021年2月10日朝刊に掲載された特集記事「性から生へ ジェンダーを越える」に対して、不正確な情報を元に、過剰反応的な「見解」を本編2頁に渡って掲載したこと、および、北海道新聞社への「申し入れ」に関する文書（A41枚）を差し込んで発行したことによる議会だより全12ページ分の発行費用（印刷データ作成代）のうち3頁分26,875円の支出について。

●監査委員の判断

監査の対象事項について、請求人の主張、関係課への監査に基づき、次のとおり判断する。

議会だよりNo.26の発行及び差込文書について、発行者は広報特別委員会、発行責任者は議長であり、発行する行為は発行費用の支出とは別であるので、監査委員が監査すべきものではない。

議会だよりNo.26（全12頁）と差込文書（1頁文）の発行費用については、契約、納品に係る検収及び支払関係について、支出命令を経て政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律第10条の規定により、支払請求を受けた日から15日以内の日に支払完了となっている。

よって、請求人の主張については、違法若しくは不当な契約の履行及び公金の支出があったとは認められず、町に損害が発生していないと判断する。

- ② 月形町議会の金子廣司議長、大釜登副議長、楠順一議会運営委員長、我妻耕まちづくり常任委員長、およびA議会事務局次長（当時）の5人が、2021年2月26日に公用車を使用して北海道新聞社本社（札幌市）に「申し入れ」に行ったこと。

対象となるのは、議会費から支出された議員日当（1,300/人）4人分および町内交通費の計6,902円と、総務費から支出された公用車運転手日当1,100円の合計8,002円の支出について。

●監査委員の判断

監査の対象事項について、請求人の主張、関係課への監査に基づき、次のとおり判断する。

月形町議会の金子廣司議長、大釜登副議長、楠順一議会運営委員長、我妻耕まちづくり常任委員長、およびA議会事務局次長（当時）の5人が、北海道新聞社本社（札幌市）に「申し入れ」に行ったことについては、議員においては地方自治法第100条第13項の規定に基づく月形町議会会議規則第129条の規定において、閉会中にあっては、議長において議員の派遣を決定することができるとなっている。

また、事務局次長においては、地方自治法第138条第7項の規定において、事務局職員は、上司（議長）の指揮を受けて、議会に関する事務に従事するとされており、議長の判断は旅費の支出とは別であるので、監査委員が監査すべきものではない。

議会費から支出された議員日当4人分および町内交通費については、2021年2月18日に旅行命令を受けて北海道新聞社に出向き、旅費等の支払関係についても正当な事務処理を経て支払完了となっている。また、総務費から支出された公用車運転手日当についても、2021年2月15日に旅行命令を受けて運転業務に従事し旅費の支払関係についても議会費からの支出と同様に支払完了となっている。

よって、請求人の主張については、違法若しくは不当な契約の履行及び公金の支出があったとは認められず、町に損害が発生していないと判断する。



## 9 結論

住民監査請求制度は、地方公共団体行政運営全般の適正を担保するための制度ではなく、地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することを目的とする制度である。より具体的には、財務会計の適法性を確保するとともに、地方公共団体の財政的損害の防止・回復を目的としている。

このような目的に照らし、住民監査請求の対象となるのは、地方公共団体の事務の中でも、地方自治法第242条第1項に定める事項で、財務的处理を直接の目的とする財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものに限られ、財務会計上の行為又は事実としての性質を有しない一般行政上の行為又は事実は、結果として何らかの財政的な影響を生じることがあるとしても、住民監査請求の対象にはならない。

以上、請求の要旨の2項目について監査した結果、請求人の主張には、地方自治法第242条第1項に規定する違法な行為があったとは認められず、請求人の主張には理由がないものと認める。

(意見)

本件請求についての結論は前記のとおりである。

議会だよりは、議会活動に理解と関心を得る目的のため発行しているものと認識している。今後においても、町民に十分な理解が得られるよう内容が充実した議会だよりとなるよう期待するものである。また、発行に関する事務処理等については、事務の怠りがないよう十分注意してほしい。

町議会議員の公費派遣については、議長においての決定であるが、町民のための議会であるという考えにも立ち、派遣の目的、意義等について理解が得られるよう望むものである。また、公費に係る事務処理についても、上記同様である。

以 上